

令和 6 年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和 6 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

（１－１）電気の供給を受ける契約（高圧・特別高圧電力）

該当する案件がなかった。

（１－２）電気の供給を受ける契約（低圧電力）

該当する案件がなかった。

（２）自動車の購入に係る契約

該当する案件がなかった。

（３）船舶の調達に係る契約

該当する案件がなかった。

（４－１）建築物の設計に係る契約

令和 6 年度においては、京都大学（南部）総合研究棟（環境・生存・共生イノベーション拠点棟）新営（建築）設計業務等 4 件について、効果的な環境負荷低減に関する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

（４－２）建築物の維持管理に係る契約

該当する案件がなかった。

（４－３）建築物の改修に係る契約

該当する案件がなかった。

（５）産業廃棄物処理に係る契約

該当する案件がなかった。